

さいたま市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年**3**月**30**日

さいたま市長

清水勇人

さいたま市規則第45号

さいたま市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市介護保険条例施行規則（平成13年さいたま市規則第131号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>様式第5号（第10条関係） 介護保険 要介護（更新）認定・要支援（更新）認定申請書兼区分変更申請書</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、<u>主治医意見書</u>、さいたま市が提供を受けた介護サービス計画及び介護予防サービス計画並びに居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人が取得した心身の状況等の情報を、さいたま市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、<u>地域密着型サービス事業者</u>、<u>介護保険施設</u>、<u>介護予防支援事業者</u>、<u>介護予防サービス事業者</u>若しくは<u>地域密着型介護予防サービス事業者</u>の関係人、<u>介護予防・日常生活支援総合事業</u>を行う者、主治医意見書に係る医師又は認定調査に従事した調査員に提示する（<u>地域支援事業として介護情報基盤経由で電子的に行う場合を含む。</u>）ことに同意します。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第5号（第10条関係） 介護保険 要介護（更新）認定・要支援（更新）認定申請書兼区分変更申請書</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、<u>及び主治医意見書を</u>さいたま市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。</p> <p>[略]</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。